

日本模型航空連盟準会員の皆様へのお知らせ

制定:平成 27 年 12 月 10 日

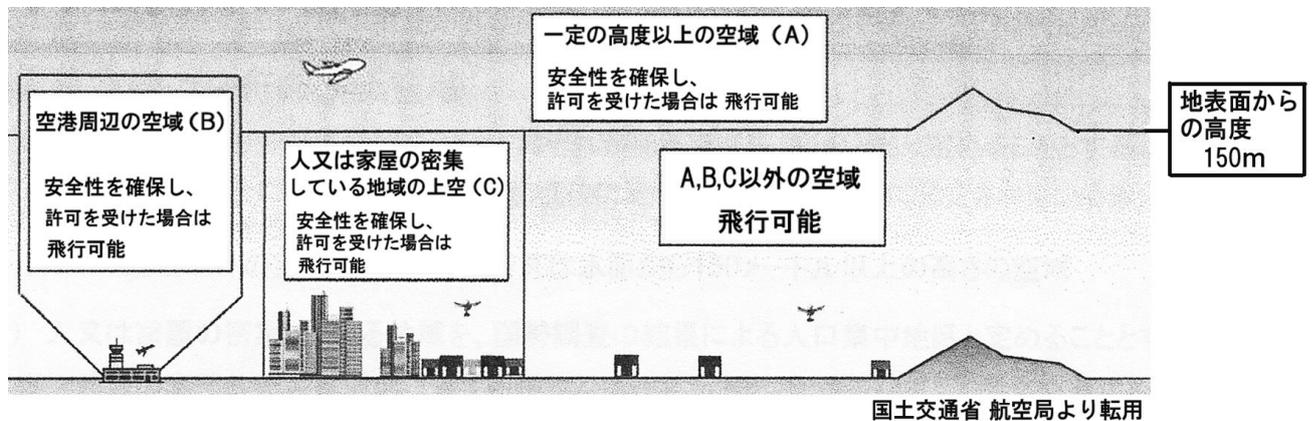
平成 27 年 9 月に航空法の一部が改正され、いわゆるドローン（マルチコプター）やラジコン等を含む無人航空機の飛行ルールが新たに導入され、平成 27 年 12 月 10 日 改正航空法が発効しました。今回の改正航空法では、従来から飛行しているラジコン機その他、ドローン機、撮影や農薬散布ヘリコプター等、構造上人が乗ることのできないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（重量 200 g 未満のものを除く）全てを無人航空機と定義され、われわれのラジコン機も含め航空機の航行や地上の人・物の安全を確保するため、飛行空域が下記のように規制されることになりました。

日本模型航空連盟では平成 27 年 1 月 1 日現在、F A I 競技規定に正式な競技規定が無いドローンについては模型航空機として認めていません。したがってドローンは保険制度の対象外としています。

尚、この改正航空法に違反して飛行すると 50 万円以下の罰金が科せられることがあります。法令を遵守しながら安全に飛行させましょう。

1. 飛行空域についての説明

地上からの高度が 150メートル以下（下図(A)(B)(C)以外の空域）であれば従来通り飛行可能です。しかしながら下図のように一定の高度以上の空域（A）、空港周辺の空域（B）、人又は家屋の密集している地域の上空（C）を飛行しようとする場合はその申請内容により、国土交通省又は近くの空港事務所に対して無人航空機の飛行に関する許可申請が必要となります。



上図(A)(B)(C)空域で飛行する「飛行に関する許可申請」は飛行を計画する本人が申請することが基本ですが、クラブ等のグループで包括申請することも可能です。詳細は国土交通省航空局のホームページ「無人航空機（ドローン・ラジコン等）の飛行ルール」及び日本模型航空連盟のホームページ <http://www.jmaf.jp/> を参照してください。

- ・申請には申請様式 1, 2, 3, 等が必要です。(国土交通省航空局または日本模型航空連盟のホームページからダウンロード可)
- ・包括申請の場合は前記以外に別紙 1, 2, 3, 4, 等が必要です（日本模型航空連盟のホームページからダウンロード可）。
- ・包括許可を受けたクラブの飛行空域においても、登録クラブ員以外の方が飛ばす大会、競技会、日本選手権大会等を開催する場合はその事例が発生するつど許可申請を行う必要があります。また申請は事例が発生する少なくとも 10 日開庁日前までに行ってください。

2. 安全飛行に対する心構え

飛行に関しては日本模型航空連盟模型飛行士登録規定に従い常に安全を最優先とする。

1. 飛行は日の出から日没までの間に行う。
2. 天候に常に留意し飛行の安全に努める。
3. 飛行前後の機体の点検を実施する。（モーター又は発動機には必ずフェールセーフ機能を設定する、周囲の人に迷惑をかけない騒音対策を行う等）
4. 送受信機の機能及びバッテリーの状態を把握する。
5. ラジコン機等と地上又は水上の人又は物件との間には最低 30 m 以上の距離を保つ。（操縦者、その家族、クラブ員又はそれらの人に帰属する物件を除く）
6. 機体には必ず J P N 番号を明記する。

質問等あれば日本模型航空連盟までお問い合わせください。